

自衛隊統合達第6号

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊公印規則を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

改正	平成22年3月25日	自衛隊統合達第9号
	平成23年3月28日	自衛隊統合達第3号
	平成24年7月27日	自衛隊統合達第8号
	平成27年9月24日	自衛隊統合達第6号
	平成30年3月30日	自衛隊統合達第23号
	令和元年6月24日	自衛隊統合達第3号
	令和4年3月16日	自衛隊統合達第2号

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊公印規則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊において使用する公印の形式、寸法、届出手続、保管等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次号の省印及び第3号の官職印をいう。
- （2）省印 統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊の名称を刻印したものをいう。
- （3）官職印 第4条に掲げる者の職名を刻印したものをいう。

（省印の作成）

第3条 省印は、統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊に備えるものとする。

（官職印の作成）

第4条 官職印は、次の各号に掲げる者について備えるものとする。

- （1）前条の規定により省印を備える統合幕僚長、統合幕僚学校長及び自衛隊サイバー防衛隊司令
- （2）統合幕僚副長

(3) 総括官

(4) 統合幕僚監部の部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官並びに統合幕僚監部の課長

(5) 統合幕僚学校の企画室長、課長及び国際平和協力センター長

(6) 自衛隊サイバー防衛隊の隊長

(公印の寸法)

第5条 公印は、次の表に掲げる区分の寸法によって作成するものとする。

区 分		寸 法
省 印	統合幕僚監部の印	30ミリメートル平方
	統合幕僚学校の印	28ミリメートル平方
	自衛隊サイバー防衛隊の印	
官 職 印	統合幕僚長の印	30ミリメートル平方
	統合幕僚副長の印	
	総括官の印	
	統合幕僚監部の部長の印	
	統合幕僚監部首席参事官の印	
	統合幕僚監部参事官の印	
	統合幕僚監部報道官の印	
	統合幕僚監部首席法務官の印	
	統合幕僚監部首席後方補給官の印	
	統合幕僚監部の課長の印	23ミリメートル平方
	統合幕僚学校長の印	30ミリメートル平方
	自衛隊サイバー防衛隊司令の印	
	統合幕僚学校の企画室長、課長及び国際平和協力センター長の印	23ミリメートル平方
自衛隊サイバー防衛隊の隊長の印	23ミリメートル平方	

(公印の彫刻等)

第6条 公印は、機関の名称又は官職名を左横書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにする。

2 公印の文字は、印面の都合により末尾に「印」又は「之印」の文字を加えることができる。

3 公印の印材は、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。  
(作成又は改刻の届出)

第7条 公印を作成し、又は改刻したときは、当該公印を作成し、又は改刻した者が、それぞれ遅滞なく別紙様式第1によりその印影を統合幕僚長に届け出なければならない。  
(廃止の届出)

第8条 公印を廃止したときは、前条の規定により公印の作成又は改刻を届出をした者は、遅滞なくその旨を別紙様式第2により統合幕僚長に届け出なければならない。  
(登録等)

第9条 統合幕僚監部総務部総務課長(次項において「総務課長」という。)は、別紙様式第3の公印登録簿を備え、これに前条の規定により届出のあった公印の印影を登録しなければならない。

2 総務課長は、前条の規定により廃止の届出があったときは、前項の公印登録簿から当該公印の登録を抹消しなければならない。  
(押印)

第10条 公印の押印は、決裁済みの原議に基づいて、当該官職にある者又はその公印の保管に関する事務を所掌する課の長若しくは保管責任者が行う。  
(保管)

第11条 公印は、金庫その他確実なところに格納し、保管責任者がこれを施錠の上、厳重に保管しなければならない。  
(保管責任者)

第12条 公印の保管責任者は、統合幕僚監部においては課長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官が、統合幕僚学校においては企画室長、課長及び国際平和協力センター長が、自衛隊サイバー防衛隊においては第1科長及び隊長が、それぞれその公印の保管に関する事務を所掌する、それぞれの所属する職員のうちから指名した者とする。

#### 附 則

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成22年3月25日自衛隊統合達第9号)

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則(平成23年3月28日自衛隊統合達第3号)

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則(平成24年7月27日自衛隊統合達第8号)

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成27年9月24日自衛隊統合達第6号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日自衛隊統合達第23号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日自衛隊統合達第3号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日自衛隊統合達第2号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

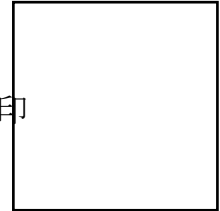
別紙様式第1（第7条関係）

発簡番号

年 月 日

統合幕僚長 殿

職 名 印



公印の作成（改刻）について（報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）したので、別紙のとおり報告する。

記

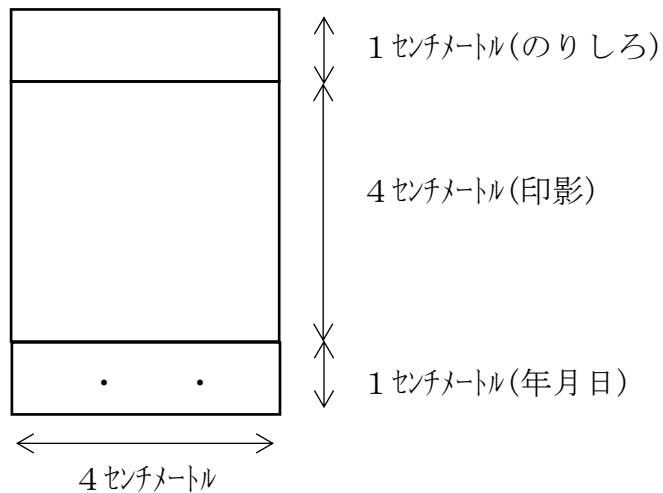
添付書類：別紙「印影」

注：1 統合幕僚学校、自衛隊サイバー防衛隊の印及び統合幕僚学校長、自衛隊指揮通信システム隊司令の印の場合、別紙は日本産業規格A列4番の強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき2枚とすること。



2 前項以外の公印の場合

(1) 別紙は、次の様式の印影登録紙に鮮明に押印したものを公印1個につき1枚をのり付けする。



(2) 用紙は、白色上質紙とし、年月日欄には、使用開始年月日を数字だけ記入する。

3 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

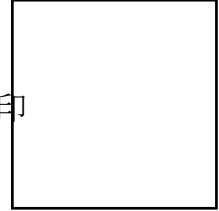
別紙様式第2（第8条関係）

発簡番号

年 月 日

統合幕僚長 殿

職 名 印



公印の廃止について（報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により〇月〇日限り廃止するので、報告する。

記

別紙様式第3（第9条関係）

公 印 登 録 簿


- 注：1 数字は、センチメートル単位とする。
- 2 この様式は、上とじ片面刷りとし、別紙様式第1注の印影登録紙ののりしろを切り落とし、年月日をのりしろとして上部から順にのり付けする。
- 3 最下欄は、公印の区分を記載する。